



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

2015年7月(第40号)

毎日暑い日が続いておりますが、皆様いかがおすごしでしょうか。

「事務所だより 7月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問合せください。

この号の内容

- 1 退職後の医療保険について
- 2 残業代の割増賃金とは？
- 3 雇用保険の基本手当日額が変更になります
- 4 当事務所から

退職後の医療保険について

会社を退職すると、勤務先の健康保険から脱退することになります。退職した翌日から新しい医療保険に加入する必要があり、扶養家族も含めて手続きすることになります。退職後の医療保険はおもに以下の4つから選択します。新しい健康保険証が手もとに届くまで日数がかかることがありますので、退職前に制度の内容や手続き方法を理解し、退職後すみやかに手続きするとよいでしょう。

■ 選択肢1 退職まで在籍した会社の健康保険をそのまま継続して任意継続被保険者となる

退職までの加入期間が継続して2ヶ月以上あり、退職後20日以内に加入手続きをすることが要件です。毎月の保険料はおよそ倍額になりますが、上限が設けられています。（東京都の協会けんぽの場合で、27,944円。40歳から64歳までの介護保険該当者は32,368円）保険給付の内容は在職時とほぼ同じです。

■ 選択肢2 会社に勤務している家族の扶養親族として、家族が加入している健康保険に加入する

退職後の収入を年間収入に換算した場合、その額が130万円未満（60歳以上の人と一定の障害者は180万円未満）であることと、家族によって生計を維持されていることが要件です。保険料は無料です。

■ 選択肢3 再就職し、新しい勤務先の健康保険に加入する

所定労働時間および所定労働日数がその勤務先の社員の4分の3以上であることが要件です。保険料は新しい給与額に基づき算出されます。

■ 選択肢4 国民健康保険に加入する

国内に住所があればだれでも加入でき、住民票をおいている市区町村で手続きします。保険料は前年の所得に応じて算出され、家族も加入する場合は、家族の保険料も発生します。

残業代の割増賃金とは？

労働基準法では、労働時間は原則1日8時間、1週40時間までと定められています。この法定労働時間を超えて労働させた場合が（法定）時間外労働となり、2割5分以上の率で計算した残業代を支払う必要があります。また、原則午後10時から午前5時までの間に労働させた場合は深夜勤務となりますので、こちらも2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払う必要があります。つまり（法定）時間外労働であり、かつ、深夜勤務である時間帯については合計で5割以上の率で計算した残業代を支払う必要があるということです。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040324-5a.pdf>



雇用保険の基本手当日額が変更になります

雇用保険の失業等給付の一つである「基本手当」は、労働者が離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動ができるよう支給されるものです。「基本手当」の計算の基となる「基本手当日額」は離職前の「賃金日額」を基に算出されています。「賃金日額」は上限額と下限額が設定されており、毎年8月1日にその額を見直すこととなっていますが、今年度は上限額・下限額ともに若干引き上げられました。これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、すでに受給中の方も基本手当が増額になる場合があります。新「基本手当日額」は8月3日以降の認定日にハローワークで渡される受給資格者証で確認できます。

当事務所から



事務所だより7月号はいかがでしょうか。
毎日暑い日が続いていますが、皆さんは熱中症対策をされていますか。私は日外出することが多いので、いつでも水分補給ができるようにペットボトルの飲み物を鞄に入れておくようにしています。また、疲れたら日陰等で休憩することも大切ですね。皆さんもご自愛ください。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山2-22-14 フォンテ青山1209号

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-3354

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美